

「県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」 **要約版**

第 1 外部監査の概要

1 特定の事件を選定した理由

県では、科学技術等振興のために、平成 12 年に「新岩手県科学技術振興指針」を策定し、概ね 10 年が経過し着実に成果を挙げているところである。平成 22 年において「いわて県民計画（希望郷いわて）」が策定される時期に合わせ、これまでの成果と課題、社会経済環境の変化などを踏まえた、新たな指針である「科学技術による地域イノベーション指針」を策定し、実行中である。一方で、各種試験研究機関が、それぞれの専門分野での試験研究を行っているが、その成果がどのような形で県民に還元されているのかが見えづらい面がある。

当該指針の趣旨に鑑み、岩手県の 7 つの試験研究機関で行っている試験研究業務、技術開発業務、技術普及業務等の内容とそのコストを分析・検討し、試験研究業務等が効率的に実施されているか、県民生活の向上のための研究成果が創出されているかを検討することが有意義であると考え、「県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」を特定の事件として選定した。

2 監査対象機関

監査対象とした試験研究機関は以下のとおりである。

- (1) 林業技術センター
- (2) 環境保健研究センター
- (3) 水産技術センター
- (4) 内水面水産技術センター
- (5) 農業研究センター（畜産研究所含む）
- (6) 生物工学研究所
- (7) 先端科学技術研究センター

なお、生物工学研究所に関連する県出資法人である公益財団法人岩手生物工学研究センターを監査対象に含めている。

また、地方独立行政法人工業技術センターは、外部有識者による法人評価が実施されているほか、財務諸表等決算情報がホームページ等で公表されていることから、今回の包括外部監査の趣旨に照らし監査対象としていない。

第2 監査対象の概要

1 設置状況

政策地域部：先端科学技術研究センター

環境生活部：環境保健研究センター

農林水産部：林業技術センター、水産技術センター、内水面水産技術センター、農業研究センター、生物工学研究所

2 業務概要

試験研究機関名	業務内容
林業技術センター	<p>林業技術センターは、森林及び林業に関する研究、研修等を行い、もって森林資源の充実及び林業の振興に寄与するため、平成5年3月26日条例第19号「林業技術センター条例」に基づき設置されている。</p> <p>同条例において、センターは、次に掲げる業務を行うこととされている。</p> <p>(1) 森林及び林業に関する研究に関すること。</p> <p>(2) 森林及び林業に関する研修に関すること。</p> <p>(3) 依頼に応じて行う試験、分析及び検定（以下「試験等」という。）に関すること。</p> <p>(4) 林木の優良種苗の生産及び配布に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務</p>
環境保健研究センター	<p>環境保健研究センターは、県民の健康といわての環境を守るため、健康・環境に関する科学的・技術的拠点として、「岩手県知事部局行政組織規則」（平成13年3月30日規則第46号）に基づき設置されている。</p> <p>環境保健研究センターは次の業務に取り組んでいる。</p> <p>(1) 県民の健康や環境に被害のおそれがある場合の対応</p> <p>(2) 健康と環境を守るための試験検査・監視測定</p> <p>(3) 行政の課題に対応した調査研究</p> <p>(4) 技術支援・情報発信・研修指導</p>
水産技術センター	<p>水産技術センターは以下の事務を処理するため「岩手県知事部局行政組織規則」（平成13年3月30日規則第46号）に基づき設置されている。</p> <p>(1) 漁業、水産加工、魚介類の増養殖及び種苗開発並びに漁場環境に関する試験研究及び指導に関すること。</p> <p>(2) 漁業経営に関する研究及び指導に関すること。</p> <p>(3) 水産業改良普及に係る事業の企画に関すること。</p> <p>(4) 漁業指導通信に関すること。</p>
内水面水産技術センター	<p>内水面水産技術センターは以下の事務を処理するため「岩手県知事部局行政組織規則」（平成13年3月30日規則第46号）に基づき設置されている。</p> <p>(1) 内水面漁業の調査研究及び指導に関すること。</p> <p>(2) 増殖及び養殖技術の試験研究に関すること。</p> <p>(3) 種苗の生産技術開発に係る試験研究に関すること。</p> <p>(4) 淡水魚の種苗の生産及び配布に関すること。</p>

試験研究機関名	業務内容
農業研究センター (畜産研究所含む)	<p>(5) 魚病に関する調査研究及び指導に関すること。</p> <p>農業研究センターは、以下の事務を処理するため「岩手県知事部局行政組織規則」(平成13年3月30日規則第46号)に基づき設置されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業試験研究の企画及び調整に関すること。 (2) 農業に関する情報の収集及び提供に関すること。 (3) 農業経営の研究に関すること。 (4) 農作物等の品種改良及び栽培方法の試験研究に関すること。 (5) 原種苗の生産、配布及び鑑定に関すること。 (6) 農業農村整備の試験研究に関すること。 (7) 農業の機械化並びに農業用の施設及び装置についての試験研究に関すること。 (8) 農業生産環境及びその保全に関する調査及び試験研究に関すること。 (9) 病害虫及び病害虫の防除についての試験研究に関すること。 (10) 農業気象及び作況の調査に関すること。 (11) 農畜産物の保鮮流通及び高度加工技術の試験研究に関すること。 (12) 家畜及び家禽(きん)の育種の試験研究に関すること。 (13) 家畜及び家禽(きん)の飼養の試験研究に関すること。 (14) 家畜及び家禽(きん)の生物工学の試験研究に関すること。 (15) 家畜及び家禽(きん)の能力検定に関すること。 (16) 飼料作物、草地及び畜産環境の試験研究に関すること。 (17) 種畜、種禽(きん)、種卵及び人工授精用精液の生産及び配布に関すること。 (18) 研修生の実習に関すること。 (19) 農業ふれあい公園に関すること。
生物工学研究所 (公益財団法人岩手生物工学研究センター)	<p>生物工学研究所はバイオテクノロジーの研究に関する事務を処理するため「岩手県知事部局行政組織規則」(平成13年3月30日規則第46号)に基づき設置されている。主たる業務は、県有財産である土地並びに当該土地の定着物である研究施設及び研究設備等の管理である。</p> <p>なお、バイオテクノロジーの研究は、別に組織されている財団が、県の研究施設及び研究設備等を使用して行っている。財団は県が設置する工業技術センター、農業研究センター、林業技術センター等の専門試験研究機関におけるバイオテクノロジー応用科学研究を一層発展させるための基礎研究を集中的に推進している。</p>
先端科学技術研究センター	<p>先端科学技術研究センターは、中長期的な視点から先導的・先端的な研究開発を支援することにより、本県産業の基盤整備と、新産業の創出や新技術の開発を推進するため、「岩手県知事部局行政組織規則」(平成13年3月30日規則第46号)に基づき設置され、以下の事務を処理することとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 先端的な科学技術の研究に関すること。 (2) 先端的な科学技術に関する研究の企画及び調整に関すること。 (3) 先端的な科学技術に関する情報の収集及び提供並びに研究交流に関すること。

3 財務状況

(単位：千円)

	林業技術センター	環境保健研究センター	水産技術センター	内水面水産技術センター	農業研究センター(畜産研究所含む)	生物工学研究所	公益財団法人岩手生物工学研究センター	先端科学技術研究センター
職員人件費	174,014	354,557	363,308	32,859	1,146,238	20,914	128,990	926
報酬	6,550	12,959	19,364	1,471	23,467	-	-	-
共済費	2,610	1,536	4,801	8,222	13,815	311	28,267	-
賃金	16,674	9,632	17,365	3,275	106,092	1,828	50,357	-
退職給付費用	-	-	-	-	-	-	5,615	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-	-	8,098	-
需用費	28,649	39,275	131,294	9,946	348,979	52,318	83,770	5,633
委託料	39,416	38,799	46,478	20,761	266,408	25,154	5,988	9,094
報償費	1,572	1,001	1,321	-	1,589	-	1,070	-
旅費	6,467	4,198	15,365	1,702	19,783	104	10,501	-
交際費	-	-	-	-	-	-	86	-
役務費	1,822	1,454	15,041	455	28,250	550	14,830	113
使用料賃借料	1,681	8,432	9,363	165	6,816	14,158	7,146	-
工事請負費	661	-	408,849	-	273,644	-	-	-
原材料費	1,306	-	-	-	-	-	-	-
備品費	1,033	767	47,961	-	61,021	4,731	6,976	-
負担金補助金	132	495	39	-	1,830	-	-	-
公課費	164	60	100	33	1,205	38	10,278	-
意欲啓発費	-	-	-	-	-	-	250	-
計	282,751	473,165	1,080,649	78,889	2,299,137	120,106	362,222	15,766

4 試験研究機関の沿革と取組み状況

先端科学技術研究センターは、平成 25 年度まで、商工労働観光部の所管する試験研究機関として運営していたが、復興の象徴となる国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた活動と ILC を核とした科学技術の振興を推進するため、政策地域部の部内室として科学 ILC 推進室を設置したことを契機に、先端科学技術分野で関連する先端科学技術研究センターを、政策地域部の所管する試験研究機関としている。

また、環境保健研究センターは、平成 13 年度に保健福祉部が所管する衛生研究所と生活環境部

(当時)が所管する公害センターを統合して設置し、平成 25 年度まで保健福祉部の所管する試験研究機関として、衛生や環境などの試験検査・監視測定業務を行ってきたが、食品衛生業務の所掌が保健福祉部から環境生活部に移管されたことや環境行政の業務比重が高まっていることなどを総合的に勘案して、現在は環境生活部所管の試験研究機関としている。

農林水産分野に関しては、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間の計画となる「いわて県民計画」を平成 21 年 12 月に策定し、この「いわて県民計画」に基づき、農林水産部で農林水産分野の長期的な技術開発の方針として「『農林水産技術立県いわて』技術開発基本方針」(以下「技術開発基本方針」という。)を策定した(平成 22 年 3 月)。これを受けて、農林水産部所管の 5 つの試験研究機関は、個々の機関におけるアクションプランを策定している。

第3 外部監査の結果及び意見

今回の監査の過程で発見された事項については、

- 監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）を「指摘」
- 監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）を「意見」と記載している。

監査結果の概要（要約）は下表の通りである。

1. 複数の試験研究機関に共通の指摘または意見

項目	内容	関連する試験研究機関
1. 試験研究課題の評価等事務	<p>外部評価対象研究課題の選定基準【意見】</p> <p>研究課題については、事前評価（研究課題開始前の評価、課題として実施すべきか否かの評価）、中間評価（複数年にまたがる研究課題について中間時点で暫定評価）、事後評価（成果評価）が実施される。これらの評価は、各試験研究機関の内部評価を実施したうえで、外部専門家や外部有識者による外部評価を実施することとしているが、全ての研究課題を外部評価の対象としていない場合、外部評価の対象とすべき研究課題の選定方法や選定基準が必ずしも明確ではなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業技術センター ・ 環境保健研究センター ・ 水産技術センター ・ 生物工学研究所（公益財団法人岩手生物工学研究センター）
2. 毒劇物の管理事務	<p>毒劇物の管理方法【意見】</p> <p>毒劇物の管理方法については、「毒物及び劇物取締法」、「消防法」等の規定を参考に、各試験研究機関がそれぞれ、管理ルールを定めて運用している。試験研究機関によって、毒劇物の取扱量、使用頻度等に濃淡があるため、試験研究機関一律のルールではなく、試験研究機関ごとに独自のルールを定めて運用している。一方で、中には諸般の事情によりルールを定めていない、あるいはルールを定めたばかりで運用はこれからという機関もあった。</p> <p>このようなことから、毒劇物の管理方法について、各試験研究機関での管理方法や管理レベルにも差があることが感じられたところであるが、共通して問題意識を感じた点は、数量管理の方法についてであった。</p> <p>毒物については、数量管理は実施しているものの、現物の数量（残重量）と帳簿記録の数量が必ずしも一致しない機関もあれば、そもそも数量管理は本数単位での管理にとどめ、重量管理は実施していない機関も散見された。また、劇物については、使用頻度が高く、数量管理することが実務上煩雑であるとの理由により、必ずしも数量管理を行っていない機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業技術センター ・ 環境保健研究センター ・ 水産技術センター ・ 内水面水産技術センター ・ 農業研究センター

項目	内容	関連する試験研究機関
	<p>関もあった。</p> <p>それぞれの研究機関で、使用実態が異なるため、一律どうすべきであるかを論じることは困難であると考え、個々の研究機関の実情に応じ、管理レベルを決める必要があると考える。</p> <p>ただし、毒物については、少量で致死量に達する危険物であることから、厳正な取り扱いが求められること、盗難や不正使用防止の観点から、数量(残重量)管理を行うことが望ましいと考える。一方、劇物も少量で致死量に達する危険物であることは同様であるが、各研究機関での取り扱う劇物の種類の多寡や使用頻度に応じて、より実務的な管理手法の導入が必要である。例えば、少なくとも使用年月日と使用者の記録は継続記録として残すなど、使用履歴の事後検証可能性を担保する必要はあろうと考える。</p>	
3. 情報管理事務	<p>コンピュータデータの管理【意見】</p> <p>コンピュータサーバーに保管すべき情報を明確に定めていない研究機関や、サーバー内の研究データや研究補助データを定期的にバックアップする等の手続きが行われていない研究機関が散見された。火災等のリスクに備える意味で、定期的にサーバーのデータを記録媒体等にバックアップをとり、サーバー室から物理的に隔離された場所などに保管などの情報セキュリティ対策を検討すべきと考える。</p> <p>また、会議等で外部に情報を持ち出す際に個人用のパソコンを使用する場合があるが、外部に情報を持ち出す場合のルール(持ち出す媒体や媒体からのデータの消去方針)が必ずしも明確になっていない研究機関もあった。</p> <p>情報の保管方法の他、利用の際に注意すべきこと等についての情報セキュリティーに関する方針については「岩手県情報セキュリティーポリシー」において規定されており、その具体的な対応については情報の重要性を加味し、各研究機関で管理の方法を決定することとされているが、情報セキュリティー管理が必ずしも十分とはいえない状況であった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業技術センター ・ 環境保健研究センター ・ 水産技術センター ・ 農業研究センター ・ 生物工学研究所(公益財団法人岩手生物工学研究センター)

2. 個別の試験研究機関に関する事項

項目	項目	内容	指摘/意見
林業技術センター	試験研究課題の評価等事務	<p>外部評価対象研究課題の選定方法について</p> <p>平成 25 年度に内部評価した試験研究課題 12 課題のうち、外部評価対象とした課題 5 課題の選定方法が、必ずしも明確ではなかった。</p> <p>「岩手県林業技術センター機関評価及び試験研究評価実施要領」外部評価の対象とすべき研究課題の選定基準を明記し、該当する研究課題については漏れなく外部評価の対象とすべきである。</p> <p>また、内部評価で意見の分かれた課題（継続主張者 3 名、見直主張者 3 名）については、あらためて外部有識者の評価を仰ぐこととする等、必要に応じて外部評価の対象とすべき研究課題の要件を充実することにより、より広く外部評価を受ける機会を増やすことも検討すべきと考える。</p>	意見
	契約事務	<p>委託先選定方法について</p> <p>「平成 25 年度林業技術センター樹木園及び敷地管理業務委託」の契約方法が指名競争入札となっている。</p> <p>「県営建設工事競争入札参加資格者名簿」への登録を一般競争入札の参加条件とすることにより、確実な業務執行や、林業技術センターが指名競争入札としている理由の「不誠実な者の参加を防止する」ことも一定程度担保できると考えられることから、「不誠実な者の参加を防止する」ことを理由に、委託先の選定方法を一般競争入札ではなく指名競争入札とすることが合理的であるかが疑問である。</p>	意見
	公有財産等の管理事務	<p>研修宿泊施設の稼働状況について</p> <p>平成 25 年度の研修生宿泊人数はのべ 383 人であり、平成 25 年 4 月から平成 25 年 12 月までの金、土、日曜日、祝祭日、年末等を除く宿泊可能日に対する割合は 8.56% と、稼働率が低い状況となっている。</p> <p>林業技術センターにて実施される研修は森林計画制度や保安林等許認可事務等の基礎的な知識を習得するための「市町村林務職員等初任者研修」といった管理棟の研修室を利用する研修の他、林業機械研修・林業特技研修といった主に屋外で実地研修を行うものも多いものの、林業技術センターが所在する地域では冬季の降雪量が多いため、冬場は屋外での研修の実施が難しい。</p> <p>稼働率の向上が難しい現況と将来の維持管理費用の負担を勘案し、宿泊施設の存続意義について再検討する必要がある。</p>	意見
	毒劇物の管理事務	<p>毒劇物管理簿の整備について</p> <p>保管されている薬品についての状況を調査した一覧資料</p>	意見

項目	項目	内容	指摘/意見
		は作成されているが、化学物質ごとの受払い記録がなされておらず、薬品の利用状況、保存状態、残量が網羅的に把握されていない。取り扱いを誤ると非常に危険な毒物・劇物に該当する化学物質も含まれており、盗難や不正使用を防止する観点からも、使用の都度管理簿による受払い記録、残高の管理を行い、定期的に実地棚卸を実施する必要があると考える。	
	情報管理 事務	<p>外付けハードディスク（以下H D）の管理について</p> <p>外付けH Dは、林業技術センター施設内に保管されている。使用している日中はパソコンに接続しているが、業務終了し使用していないときにも、特設施錠できるキャビネット等に保管することなく、むき出しの状態では保管されているとのことであった。</p> <p>上述したとおり、外付けH Dには過去から蓄積されている研究関連データが保存されており、研究内容は公表されているものの、研究報告の背景となったデータやその他関連する重要なデータが保存されている。外付けH Dは比較的容易に持ち運ぶことが可能であり、盗難等のリスクに備える意味で、日常業務に支障のない限り、業務終了後は施錠できるキャビネット等に保管する等のセキュリティ対策を検討すべきと考える。</p> <p>また、火災等のリスクに備える意味で、定期的に記録媒体にバックアップをとり、外付けH Dを保管するの部屋から物理的に隔離された場所に保管する等のセキュリティ対策もあわせて検討すべきと考える。</p>	意見
環境保健 研究セン ター	試験研究 課題の評 価等事務	<p>外部評価対象研究課題の選定方法について</p> <p>平成 25 年度に内部評価した試験研究課題 17 課題のうち、外部評価対象とした課題 7 課題の選定方法が、必ずしも明確ではなかった。</p> <p>評価実施要領に記載されている「短期間で取り組む基礎研究」の定義を見直すことにより、外部評価の対象とすべき研究課題を明確にする必要がある。</p>	意見
		<p>中間評価（外部評価）について</p> <p>平成 23 年度から実施している研究課題「イヌワシ個体群の生態的特性および遺伝的構造に関する研究」（研究予定期間：平成 23～27 年度）は、研究期間が 4 年以上の課題であり、平成 24 年度終了時点で研究開始より 2 年経過しているため、平成 25 年度中の外部評価で中間評価を受ける必要があったが、実施されていなかった。</p>	指摘
		<p>研究課題の中止理由について</p> <p>平成 26 年度に継続予定の研究課題であった「里山における半自</p>	意見

項目	項目	内容	指摘/意見
		<p>然草原の生物多様性保全に関する研究」の研究員が、災害復旧業務のため本庁に引き上げたことにより、当該研究は中止された。復興業務を最優先しなければならない状況であることなどやむを得ない事情ではあることは十分に理解できるが、一方で、一人の研究員の欠員によって、必要な研究課題を中止せざるを得なくなる、環境保健研究センターの組織体制には疑問を禁じえない。</p>	
	収納事務	<p>外部資金の獲得について</p> <p>受託研究収入、共同研究収入等外部からの収入（以下、外部資金等）を得て実施している業務はほとんどないのが現状である。</p> <p>資金獲得の努力はしているものの、県の施策にマッチする案件になかなかめぐり合えず、共同研究の場合も、必ずしも共同研究機関の研究目的や目指すゴールが県の目標とマッチしないため手伝い程度の業務になりがちであり、資金獲得につながっていないとのことであるが、復興関連予算を除く県の予算規模が縮小傾向にある昨今、県の試験研究機関として、外部資金等の獲得実績に乏しい現況が適切であるといえるかが疑問である。</p>	意見
		<p>切手の管理について</p> <p>切手の保有金額が多額ではないかと思われる。</p> <p>切手は現金同等物としての価値を有するものであり、過剰に保管されることにより、横領等の不正のリスクを誘引する又は盗難に遭った際の経済的被害が大きくなるという問題があると考えられる。</p>	意見
	公有財産等の管理事務	<p>高額備品の有効利用について</p> <p>1階ホールにある東芝製の4面マルチビジョンシステムが導入当初の目的に沿った使われ方がされず、利用頻度が著しく低下していると言わざるを得ない現況が妥当であるとは言いがたい。</p>	意見
	毒劇物の管理事務	<p>毒劇物の管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物の数量管理（指摘） <p>毒物の現物の内容量と薬品管理支援システムの内容量とが一致しない毒物が散見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 劇物の数量管理（意見） <p>現状では劇物については、本数単位での管理のみであり、使用重量が把握されていないため、少量の盗難及び紛失の可能性を否定できず、管理が十分とは考えにくい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬品の入庫管理（意見） <p>検収後の薬品を薬品管理支援システムに漏れなく入庫登録した</p>	指摘又は意見

項目	項目	内容	指摘/意見
		<p>ことをチェックする手続きがないため、薬品管理支援システムにて管理されていない、すなわちバーコード管理がされていない薬品が存在する可能性を否定できない。</p> <p>・薬品の使用期限（意見） 薬品管理支援システムに登録されている薬品の使用期限と実際の使用期限が不一致となっていることにより、本来は廃棄しなくてよい薬品を廃棄してしまうことによる無駄や、廃棄しなければならない薬品を検査等に使用することにより適正な結果を得られないといったリスクが生じる可能性がある。</p> <p>・薬品の廃棄及び処分（意見） 薬品管理支援システムに入力された内容と実際に廃棄又は処分する薬品の現物とを照合する二重チェックのプロセスが行われていない状況であるため、実際に使用済みになっていない薬品であったとしても、薬品管理支援システムで空きビン処理さえしてしまえば、管理を免れて持ち出すことも可能となるため、薬品が盗難又は紛失してしまう恐れがある。</p>	
	情報管理 事務	<p>情報セキュリティ管理について 現在、コンピューターサーバー内の研究データや研究補助データのバックアップを定期的にとる等の手続きは行われていない。 火災等のリスクに備える意味で、定期的にサーバーのデータのバックアップを記録媒体等にとり、サーバー室から物理的に隔離された場所に保管する等の情報セキュリティ対策を検討すべきと考える。</p>	意見
水産技術 センター	試験研究 課題の評 価等事務	<p>中間評価対象となる試験研究課題の選定と実施時期について 「岩手県水産試験研究評価実施要領」及び「水産試験研究課題評価実施細則」において、中間評価は中期計画等で定める主要な研究テーマ等の重点的な課題について行われることとなっているため、本来は事前評価の時点で中間評価の対象となる課題を選定し、同時に中間評価の実施時期を決定することとなるはずであるが、中間評価を行う試験研究課題と実施時期が、事前評価の時点で設定されていない。 従って、適切なタイミングで中間評価が実施されない可能性が否定できない。</p>	意見
		<p>試験研究課題の評価の実施時期について 外部評価が予算の作成前に終了していない。 年度の試験研究課題の評価を実施し、その結果と対応方針を翌</p>	意見

項目	項目	内容	指摘/意見
		年度の事業へ適時に反映させるためには、翌年度の予算作成段階までに外部評価まで終了していることが望まれる。	
	契約事務	<p>海水ポンプ機械設備保守点検業務委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約理由について（意見） <p>当該契約は、神鋼環境メンテナンス株式会社と株式会社富士電業社の２者による指名見積もりに基づく随意契約となっている。</p> <p>確かに、迅速な対応ができる技術員及び部品を有するのは、過去にポンプ設備関連業務に携わった同２者であるといえるかもしれないが、東日本大震災津波からの復旧に携わった株式会社富士電業社は、当時一般競争入札により選定された業者であることを考えると、本件業務が同２者にしかできない業務の特殊性があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するかが疑問である。随意契約を継続していくかどうか再検討する必要があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再委託の事前協議（指摘） <p>再委託に関する事前協議は行っているものの、口頭による確認のみであり、文書による協議は行われていなかった。</p> <p>不測の事態が生じた時に、責任の所在を明確にするためにも、書面による協議によることが必要と考える。</p>	指摘又は意見
	収納事務	<p>受贈切手の管理について</p> <p>お年玉付き年賀はがきの賞品である切手シート（62円切手3枚、50円切手5枚）が、受払管理簿上、受入処理されていなかった。</p> <p>賞品の切手とはいえ、公務に使用することができるのであるから、受払管理の対象とする必要があると考える。</p>	意見
	公有財産等の管理事務	<p>空気式防舷材設置工事について</p> <p>従来、空気式防舷材については、重要物品として物品台帳及び重要物品管理表にて管理を行っていたが、平成25年度の更新に伴い、水産技術センターで、あらためて物品に該当するかを検討したところ、物品管理規則に基づく物品には該当しないことから、当該支出を需用費として処理することとした。</p> <p>当該工事は、消耗品のように短期的に費消されるものではないこと、県の財産として現に存在し使用し続けるものであり、金額的にも重要であることから、需用費として処理することについては疑問であり、工事請負費として処理し、公有財産の工作物（雑工作物等）として財産台帳に登録し管理する必要があると考える。</p>	意見
	毒劇物の管理事務	<p>毒劇物の管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物及び劇物の数量管理（意見） 	指摘又は意見

項目	項目	内容	指摘/意見
		<p>毒物及び劇物とも、管理単位は容器単位での管理にとどめている。また、管理簿への記載については、購入又は廃棄した場合に、購入者又は廃棄者によって年月日、氏名、購入又は廃棄後の残高（開封何本、未開封何本）が記載されるのみである。</p> <p>毒劇物は危険物であり、その取り扱いについては、誤用のないよう相当程度慎重に行う必要があるとともに、その保管方法についても不正使用や盗難等のリスクを極力排除できるような環境を設定する必要がある。</p> <p>内部者による不正使用を防止する観点からは、容器単位での管理で十分といえるかが疑問である。</p> <p>・毒物の使用管理方法（指摘）</p> <p>薬品庫の毒物を現物確認したところ、開封済みの薬品を使い切っていないにもかかわらず新しいものを開封しているものや、使用実績に乏しく、未開封品であっても、使用期限や製造年月日の記載がなく、相当に古い薬品であることが推測されるものがあり、その使用方法、保管方法、管理方法に疑問を感じた。</p> <p>・薬品庫の施錠（意見）</p> <p>薬品庫の鍵及び薬品庫内の毒物棚の鍵は、管理者の袖机に保管されており、当該袖机は施錠することができない。</p> <p>危険物を保管している薬品庫へのアクセスを容易に行うことができないよう管理する観点からは、管理者が不在である場合や、業務時間終了後の当該鍵の管理としては、必ずしも十分であるとは言えないと考える。</p>	
	情報管理 事務	<p>情報セキュリティ管理について</p> <p>会議、学会等のプレゼン時に個人のパソコンを使用する場合もあるが、個人のパソコンに当該データが削除されずに残った場合は、センター外部にパソコンを持ち出すことで、紛失や盗難のリスクにさらされることになり、情報管理としては適切ではないと考える。個人のパソコンを媒介する場合は移動後は必ずデータを削除する等、センターの情報利用の実態に即した情報セキュリティの管理方針を明確にすることが望まれる。</p>	意見
内水面水 産技術セ ンター	公有財産 等の管理 事務	<p>公有財産の台帳への登録について</p> <p>旧公舎として利用していた建物が平成 25 年 3 月 15 日に「物置」に用途変更され、行政財産として台帳登録されている。実地監査における視察においては物置としての利用実態は見受けられず、地方自治法第 238 条 4 項の行政財産の定義には該当しないものと</p>	指摘

項目	項目	内容	指摘/意見
		考える。そのため、行政財産としての台帳登録は、適切な財産の状況を明らかにしているとは言えず、普通財産として台帳登録をする必要がある。	
	毒劇物の管理事務	<p>毒劇物の管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物の数量管理（意見） <p>毒物及び劇物とも、管理単位は容器単位での管理にとどめている。また、管理簿への記載については、購入又は廃棄した場合に、購入者又は廃棄者によって年月日、氏名、購入又は廃棄後の残高（開封何本、未開封何本）が記載されるのみである。</p> <p>毒劇物は危険物であり、その取り扱いについては、誤用のないよう相当程度慎重に行う必要があるとともに、その保管方法についても不正使用や盗難等のリスクを極力排除できるような環境を設定する必要がある。</p> <p>内部者による不正使用を防止する観点からは、容器単位での管理で十分といえるかが疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物の使用管理方法（意見） <p>薬品庫の毒物を現物確認したところ、開封済みの薬品を使い切っていないにもかかわらず新しいものを開封しているものや、使用実績に乏しく、未開封品であっても、使用期限や製造年月日の記載がなく、相当に古い薬品であることが推測されるものがあり、その使用方法、保管方法、管理方法に疑問を感じた。</p>	意見
	情報管理事務	<p>情報セキュリティ管理について</p> <p>デスクトップ型のパソコンに保管されている情報については、施設自体の施錠等を通じて、外部漏洩及び盗難の対策が図られているものの、自然災害や事故等、万が一の事態に備えて、パソコン以外の記録媒体へ情報を保管するなどの明確なルールが決められていない。</p>	意見
農業研究センター	契約事務	<p>委託先選定方法について</p> <p>平成9年度より継続的に随意契約とされてきた、公益社団法人岩手県農業公社とのほ場管理業務委託契約につき、直近5年間において他の委託先候補の有無に関する調査を実施しないまま随意契約先として選定されている。</p> <p>試験研究機関のほ場という特殊性はあるものの、必ずしも特殊なほ場管理技術を要するものではないと考えられること、他県において、ほ場管理業務を入札案件としている事例も見受けられること、平成9年度に実施した調査の段階から10年以上経過しており、その間に農業研究センターの要望を満たすような業務を実施</p>	意見

項目	項目	内容	指摘/意見
		<p>できる業者が現われている可能性も否定できないことから、委託先の選定方法を見直す余地があると考える。</p>	
	<p>公有財産等の管理事務</p>	<p>行政財産の使用許可について</p> <p>岩手県職員労働組合（以下組合）は、自販機業務等を行っておらず、他者への委託を前提としているため、組合への使用許可が適切と言えるかどうか問題となる。</p> <p>この点につき、設置場所の利用は貸付けによる契約方法も可能でありながら、あえて組合への使用許可を継続することに、公平性が確保されているとは考えがたいこと、県と自販機業者の直接契約によって貸付料収入を得られるにも関わらず、組合に対して使用許可をした上で自販機を設置させることで、収入の機会を逸していることの合理的理由が見当たらないことから、組合への行政財産の使用許可（使用料全額減免）は不適切であると考える。</p>	<p>指摘</p>
		<p>ふれあい公園（農業科学博物館）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業科学博物館（以下博物館）の管理運営（意見） <p>博物館の入館者数は、設置初年度の有料入館者数は7,000人超であったものの、それ以降は年々減少し、この十数年間は現在の1,000人台で推移している。</p> <p>収支のうち収入面に関しては、有料入館者数に応じて料金収入が増減しており、平成25年度は262千円であった。一方、支出面に関しては、平成25年度の支出総額は18,926千円（公園内の田畑の管理費6,165千円含む）で、収支差額は18,663千円となっており、入館料収入は公園の管理運営コストに比べて微々たる額であることがわかる。</p> <p>もちろん、博物館は、収入によって儲けを生み出すことを目的に運営している施設ではないが、一方で、每期18,000千円超の県費を投入して運営を継続することについて再検討することを申し入れたい。</p> <p>再検討に際しては、運営を継続した場合であっても、近い将来、博物館施設設備の老朽化に伴う維持修繕費用の増加等、主として博物館の運営を維持するためのコストが上昇局面に転じる際には、博物館を運営し続けることの効果と、県費の支出を継続することの比較考量により、博物館の存在意義について改めて検討する必要があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工工房の有効活用（意見） <p>加工工房は、博物館の附属設備として、博物館設立と同時に建設された施設であり、食品加工の体験や農業生産者による実習・</p>	<p>意見</p>

項目	項目	内容	指摘/意見
		<p>実験ができる場として、広く県民に開かれてきた施設であったが、農家の高齢化に伴い利用者は減少し続け、現在は年に数回使用される程度となっている。</p> <p>博物館については、上述のとおり、費用対効果を勘案しての運営の維持継続の検討を申し入れたところであるが、加工工房に関しては、年間稼働日数が数日とほとんど稼働していないといっても過言ではない現況が危惧される場所である。</p>	
	毒劇物の管理	<p>実地棚卸について</p> <p>実地棚卸に関する明文化された規定がないことから、各部署の毒劇物の管理水準に差が生じている。これにより、適切に実地棚卸を行っている部署では受払簿の数量と実際の数量の一致を確かめていることから紛失等のリスクに対応できているが、反対に実地棚卸を行っていない部署では紛失等のリスクに適時に対応できない可能性がある。</p>	意見
	情報管理	<p>コンピューターサーバー室の物理的セキュリティについて</p> <p>コンピューターサーバー室の位置及び管理状況からすると、比較的人の出入りがある場所にサーバーが設置されており、物理的セキュリティが十分でないことから、不正アクセスや情報漏えいの可能性が否定できない。</p> <p>今日においては、ITを利用した情報管理は電気や水道と同じような基本的なインフラであり、組織の根幹に関わるような重要な情報も取り扱うことから、十分な対応が必要と考える。</p>	意見
		<p>サーバー上のデータの遠隔地におけるバックアップについて</p> <p>サーバー上のデータは定期的なバックアップが行われているが、あくまでサーバーと同じ場所において行われているに過ぎないため、火災等の災害が発生した場合にデータが全て消失してしまい、事業の復旧までに非常に多大なコストと労力が必要となるリスクがある。</p> <p>コンピューターサーバー室から物理的に隔離された場所、可能であればセンター以外の遠隔地においてバックアップデータを保管する等の情報セキュリティ対策を行う必要があると考える。</p>	意見
畜産研究所	契約事務	<p>自家用電気工作物保安業務委託について</p> <p>当該契約は、契約金額が1,090千円であり、県の会計規則で契約書の作成を省略できるケース（契約金額が1,500千円未満）に該当するため、契約書の作成を省略し、請書を徴しているとのことであった。</p> <p>一方、本契約は、前金払支出の約定となっており、平成25年7月に全額前金払いしている。会計規則には以下の記述があり、本</p>	指摘

項目	項目	内容	指摘/意見
		契約金額は 1,500 千円未満であるものの、前金払契約であることから、契約の締結にあたっては、契約書の作成を省略することはできなかった。	
	公有財産等の管理事務	<p>物品の管理について</p> <p>平成 25 年度の実査は実施されたが、備品管理一覧表（会計規則第 188 条）へ反映が行われていなかった。実査の結果は速やかに備品管理一覧表へ反映させる必要がある。</p>	意見
		<p>公有財産の管理について</p> <p>・財産台帳と登記簿面積の不一致（意見）</p> <p>畜産研究所では公有財産について、長年の間にわたって実地調査や登記簿謄本との照合作業は行われていなかった。近年になってその必要性を認識して少しずつ確認作業を始めているが、実地監査時点ではまだ作業完了には至っていなかった。実際に土地について財産台帳と登記簿謄本との照合を行ったところ、最新の登記簿謄本が入手されていないこともあり、面積が不一致となっているもの等、公有財産台帳と登記簿謄本の記録が一致していない状況となっている。</p> <p>・公有財産上の立木の管理（意見）</p> <p>公有財産である土地には自然発生した立木があることから、管理義務が存在する。しかしながら、広い面積を有して、多数の立木があり、十分な管理が行える状況となっていない。台風等の自然災害の場合は、道路や電線に接触して近隣への損害を生じる可能性がある。実際に近隣への損害を与えた場合は、管理義務を有している畜産研究所がその損害を賠償する必要がある、不測のコストが発生する可能性がある。そのため、費用対効果を考慮して、計画的にリスクの高い立木から伐採処理する等の管理を行う必要があると考える。</p>	意見
生物工学研究所(公益財団法人岩手生物工学研究センター含む)	試験研究課題の評価等事務	<p>試験研究課題の評価に関する方針について</p> <p>評価の内容と方法に関する明文化されたルールが、当監査の実施時点においては整備されていない状況であった。ルールの明文化は、適切な評価が適時に実施されることを担保するために有用であるため、早期に完了することが望まれる。</p>	指摘
		<p>試験研究課題の評価の実施時期について</p> <p>評価作業が必ずしも次年度予算の作成前に終了していなかった。適時に試験研究の評価を行うことで、その評価の結果を適時に翌年度の予算へ反映させるためには、一連の評価作業は予算作成が開始する前のなるべく遅い時期に完了させられるよう、評価の</p>	意見

項目	項目	内容	指摘/意見
		スケジュールを設定することが望ましいと考える。	
	契約事務	<p>契約書の記載項目について</p> <p>「空調衛生等設備保守点検業務委託契約」の契約書において、違約金に関する事項が記載されていない。また、「庁舎清掃業務委託」の契約書においては、違約金に関する事項は記載されているものの、他の委託契約書に記載されている違約金に関する項目の一部が記載されていない。</p> <p>「空調衛生等設備保守点検業務委託契約」については、違約金に関する記載を省略すべき契約の性質又は目的が認識されず、「庁舎清掃業務委託」については、契約書に違約金の記載を行っている他の委託契約と異なる記載を行うべき契約の性質又は目的が識別されないため、違約金に関する記載を省略する、又は契約により記載内容を変更する積極的な理由も識別されない。</p>	意見
	情報管理事務	<p>情報セキュリティ管理について</p> <p>検査結果データや研究関連データが、研究所に設置のサーバー以外に保管されていない。</p> <p>検査結果データや研究関連データには、開発中の特許に関するデータや公表前の論文用データ、業務上少数の者のみが閲覧することが予定されている情報等の重要な情報が含まれている。そのため、これらの重要な情報については、自然災害や事故等、万が一の事態に備えて予めバックアップをとり、別途安全な地域に保管することが望まれる。</p>	意見
	財団の会計・決算事務	<p>関連当事者との取引の内容に関する注記について</p> <p>県と財団の間の事業委託契約による取引は関連当事者取引に該当し、財団の決算書への注記が必要となるが、財団の平成 25 年度の決算書によると、関連当事者との取引の内容の注記には「該当なし。」と記載されており、関連当事者たる県との取引が注記されていない。</p>	意見
		<p>満期保有目的債券の会計処理について</p> <p>現在保有の債券については、平成 26 年度以降その他有価証券として分類される以上、時価評価する必要があるが、時価評価が行われていない。</p>	意見

3. 複数の試験研究機関又は部局にかかわる事項

項目	内容	指摘/意見
研究コスト意識の向上	<p>行政コスト計算書</p> <p>各試験研究機関ごとの行政コスト総額や、職員一人当たり、県民一人当たりの行政コストの絶対額が高いのかどうかを判断することはできないが、</p>	意見

項目	内容	指摘/意見
	<p>県内の他の研究機関との比較や可能な限り他県の同種の研究機関との比較、また経年比較等により、個々の研究機関のコストの多寡を実感することが肝要である。</p> <p>そして、上記職員一人当たりあるいは県民一人当たりコスト指標のほか、研究機関にとって有効な定量化されたコスト指標を構築することで、県民に対して、研究成果報告だけでなく、コストを基礎とした指標等に基づき、具体的な数値を含めた説明責任を果たしていくことが必要であると考えます。</p>	
	<p>試験研究課題毎の原価計算について</p> <p>試験研究活動の費用対効果を把握するうえで、個々の試験研究活動にどれくらいのコストがかかっているかの視点も重要であると考えます。</p> <p>現在、各試験研究機関とも、試験研究のために直接支出した費用については、試験研究課題毎に集計しコストを把握することができるが、本来の意味で当該試験研究にかかったコストを全て集計しているものではない。具体的には、当該試験研究に携わった職員の人件費や非常勤職員等の報酬額はコストに集計されていないのである。</p> <p>効果の発現に必要なコスト、あるいはコストに見合う効果を精緻に測定するためには、上述した人件費等も含めたトータルコストで測定すべきであると考えますが、現時点ではそれが実施されていない。</p>	意見
	<p>試験研究機関の連携強化</p> <p>それぞれの試験研究機関は、それぞれの行政目的に従って研究活動を実施しており、国の研究機関や、大学等教育研究機関など広く産学官とも連携を図りながら研究活動を行っている。また、生物工学研究所や公益財団法人生物工学研究センターは農林水産の各分野の試験研究機関が実施する応用研究のための基礎情報を提供しており、連携が図られているところである。</p> <p>また、環境生活部所管の環境保健研究センターと他の研究機関との連携については、所管部局が異なっているものの、研究内容に応じて、農林水産系の試験研究機関との連携も行っているところである。</p> <p>貴重な研究資源を最大限に生かす観点から、研究の重複を避け、試験研究機関間で連携できる課題について更なる連携の推進をお願いしたい。</p>	意見
	<p>地方独立行政法人化と新地方公会計について</p> <p>行政コストの考え方を、取り入れ、広く説明責任を果たすには、現在の県の歳入歳出の中に含まれた形での予算決算経理では限界がある。これを解消するためのひとつの選択肢として、地方独立行政法人化が考えられる。</p> <p>地方独立行政法人化は、あくまでもコストを見える化して説明責任を果たすとともに、より効率的・効果的な試験研究を行うためのひとつの選択肢として検討することが必要であり、地方独立行政法人化が困難である場</p>	意見

項目	内容	指摘/意見
	<p>合であっても、同様の目的を達成するための方策は継続的に検討すべき事項であると考え。</p> <p>この点、今後の地方公会計で求められる統一的基準による財務書類の活用方法として、事業ごとあるいは施設ごとの行政コストを計算し住民への説明責任や県の行政評価等の内部管理目的のために十分活用することも考えられるところである。</p> <p>生物学研究所を県の研究機関とすることの意義</p> <p>現在では、生物学研究所のように、バイオテクノロジーや遺伝子工学などを扱う都道府県立の公設試験研究機関は稀な存在となっている。</p> <p>財団の研究は、高度に専門化された基礎研究であり、全国的あるいは世界的にも著名な研究員を抱えて研究を行っている。そのため、受託研究等の外部資金の獲得実績は顕著であり、県（財団）の収入に寄与しているものの、一方で高額な人件費負担もあり、毎年度、県が2億数千万円の委託費（試験研究事業費）を財団に支出している。</p> <p>岩手県が農業県であるとはいえ、毎年度多額の委託料の負担を継続してまで、県の公設試験研究機関として維持する必要があるのかが疑問である。</p> <p>移管のために一時的に発生するコストと今後の委託料の負担と他の考慮すべき事項を比較考量したときに、やはり県の事業として継続することが望ましいのか、あるいは他の機関に委譲することが望ましいのかを検討することは、十分に価値のあることではないかと考える。</p>	意見
試験研究用備品の有効活用	<p>高額物品の有効活用</p> <p>各試験研究機関が保有する研究用の備品の備品は、精密機械であることから高額物品になりがちであるが、高度に専門的な精密機械であるため、各試験研究機関での必要性について監査人が具体的に論じることは困難であるが、7つの試験研究機関を実地監査した結果、感じたこととして以下の点を申し上げたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 複数の試験研究機関で同じ研究用備品を保有しているケース ➢ 全く同じではないが、同種の研究用備品を保有しているケース ➢ 使用頻度が年に数回程度の研究用備品を保有しているケース <p>試験研究備品の中には、一つの試験研究機関で同種のを複数保有しているか、あるいは複数の試験研究機関で保有しているものがあった。</p> <p>県では、試験研究用備品は、重要物品として研究機関相互間で、お互いが保有している物品の状況を確認することが可能であり、新たな物品を購入する場合は、当然にその点も確認するため、同じ備品の二重取得を防止していき、研究用備品の有効活用についても十分な配慮が行われているところではあるが、引き続き有効活用をお願いしたいところである。</p>	意見

項目	内容	指摘/意見
	<p>高額物品の棚卸と重要物品管理一覧表への反映</p> <p>各試験研究機関で、物品の現物確認の状況を聴取したところ、現物確認を実施しているものの、重要物品管理一覧表（以下一覧表）への反映が未了である機関があった。</p> <p>今回の実地監査で、それらの物品の実在性について、すべてを確認することはできなかったが、上述したとおり、現物確認の結果が必ずしも適時に一覧表に反映されているとはいえない現状から推察すると、現物と一覧表との乖離を是正することが急務であると考え。</p> <p>また、是正措置を講ずる際には、個々の研究機関の主体性に任せるのではなく、所管部局の統制のもと、足並みをそろえて本件問題に当たる必要があると考え。</p>	意見
鳥獣被害対策事業への取り組みについて	<p>鳥獣被害対策事業への取り組みについて</p> <p>環境生活部が所管する環境保健研究センターにおいて、動物（クマ）の個体数の研究を実施しており、農林水産部の所管する農業研究センターでは、農業技術の研究とあわせて、鳥獣被害の現状を踏まえて、鳥獣被害防止技術の研究についても取り組みを始めつつあるところである。</p> <p>個体数の管理と現場での対策の両輪による対策を推進することが喫緊の課題であるが、これらを実践するためには、鳥獣被害対策事業を部局の垣根を越えた全庁的な課題として、例えば対策部門やプロジェクトチームを組成し、専門的に鳥獣被害対策に取り組める体制を構築することが考えられる。</p> <p>年間数億円にのぼる農作物鳥獣被害額を低減するために、「平成 26 年度鳥獣被害防止対策の取組」において言及している現行の取組を加速度的に推進することが望まれる。</p>	意見
動物の管理帳票の書式について	<p>動物の管理帳票の書式について</p> <p>会計規則第 189 条に定める動物・生産物生産報告書（様式第 125 号）においては、頭数の受入数量に関する記載欄があるが、現に存在する動物の価格（評価額）について記載する欄はない。同様に、会計規則第 201 条（3）に定める動物・生産物出納票（様式第 129 号）においても、頭数の受入れと払出しに関する記載及び払出し価格に関する記載欄があるが、現に存在する動物の価格（評価額）について記載する欄はなく、会計規則上は実質的に動物については価格管理を要求しない書式となっている。</p> <p>一方、物品管理規則は（1）に記載のとおり価格を付しての管理を要求しており、当該要求と会計規則での要求との間に不整合があることが問題となる。</p>	意見
知的財産の管理事務	<p>特許権の維持管理に関する取り扱いの明確化</p> <p>特許の維持管理に関するいずれの規定又は要領においても、特許登録後、特許権を維持管理すべきか否かについての定期的な判断を求める記述はな</p>	意見

項目	内容	指摘/意見
	<p>い。</p> <p>特許権を維持するにあたっては特許料が発生するため、具体的な実施許諾を伴う具体的な技術移転先がない場合について、特許権を維持し続けるべきか否かの判断があつてしかるべきである。</p> <p>実務的には、特許料の減免措置が講じられる期間（10年）を目安に、維持更新の判断を加える方針であるとのことであるが、当該特許権の維持・廃止に関する県としての取り扱い方針としての規定や要領が明文化されていないため、明文化する必要があると考える。</p>	
<p>新地方公会計 に関連する事 項</p>	<p>動物の価格評価方法について</p> <p>動物は物品を構成するため、財産に関する調書において、動物の保有頭数についても記載する必要があるが、県の財産に関する調書においては、動物の頭数はゼロであった。県は重要物品のみ財産に関する調書に記載する方針であるが、重要物品に該当するか否かの判断をするための価格評価方法が必ずしも明確ではなかった。</p> <p>県内部での生産動物については、物品管理規則上「生産によるものは、原料価格に生産費を加えた金額」との記載はあるが、原料価格や生産費が必ずしも定義されていないため、取得時（生産時）価格の妥当な評価方法が明らかとはなっていない。</p> <p>動物が重要物品であるか否かを判断することは、財産に関する調書に記載すべき重要物品であるかを判断するとともに、今後の地方公会計で作成することが求められる財務書類作成に当たって整備が必要とされる固定資産台帳には少なくとも財産に関する調書に記載すべき重要物品については固定資産として固定資産台帳で管理することが必要であると考えられることから、動物の価格評価方法を明らかにし価格を付すことが不可欠である。</p>	<p>意見</p>
	<p>賃貸借により使用する物品（以下賃借物品）について</p> <p>物品については、会計規則で備品管理一覧表による一覧管理が求められており、物品には借受物品も含まれることとされている。</p> <p>今後、固定資産台帳の整備を行うにあたっては、賃借物品のみならず工作物等の公有財産を賃借している場合は、当該賃借物件がリース資産に該当するか否かを判断し、固定資産に計上すべきリース資産に該当する場合は、固定資産台帳に記載し管理する必要があることに留意が必要である。</p>	<p>意見</p>